

1 「ひょうご子ども・子育て未来プラン」について(5カ年:R7~11年度)

主な法的根拠	県条例における位置づけ	推進体制
<p>▶次世代育成支援対策推進法 子育て支援、母子保健、教育環境、居住環境、ワークライフバランスの推進等の実施に関する総合的計画</p> <p>▶子ども・子育て支援法 教育・保育、子育て支援の提供と実施に関する計画</p> <p>▶こども基本法 こども施策全般に関する計画</p>	<p>▶「<u>県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例</u>」に定める議決が必要な計画</p>	<p>▶兵庫県子ども・子育て会議(有識者、関係団体、当事者等で構成)の審議を踏まえて検討</p> <p>▶子ども・子育て会議で毎年度の行動プログラム(実施計画)の策定、評価・検証(PDCA)を実施</p>

2 次期プランの方向性

現プラン

■ 基本理念

安心して子育てできる兵庫の実現

■ 重点テーマ

～若者が就業・結婚・子育てに夢を持てる兵庫～

■ 6つの推進方策

I	子ども・若者の自立支援とライフデザイン構築
II	結婚・妊娠・出産の希望が実現できる切れ目のない支援
III	幼児教育・保育と子育て支援
IV	男女ともに子育てと両立できる働き方の実現
V	子どもと子育てに温かい地域社会づくり
VI	特別な支援が必要な子どもや家庭への支援

改定(案)

改訂で勘案すべき主な事項(こども大綱[R5.12])

- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
- ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
- ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
- ④ 良好な育成環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む。
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

新プランの検討